



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	西ドイツにおける経済統制法（二）
Author(s)	金沢, 良雄; KANAZAWA, Y
Citation	北海道大學 法學會論集, 7(3-4), 1-22
Issue Date	1957-03-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/17050">https://hdl.handle.net/2115/17050</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	7(3-4)_p1-22.pdf



論 説

西ドイツにおける経済統制法 (二)

金 沢 良 雄

はしがき

第一節 ドイツにおける Wirtschaftlenkung 及び Wirtschaftlenkungsrecht の概観

第二節 経済統制法の推移 (以上第六卷)

第三節 経済統制の法的措置 (本巻本号)

第四節 経済統制法の合憲性

第三節 経済統制の法的措置

第一 概 説

ドイツにおける経済統制 (Wirtschaftlenkung) の概念は、第一節第一において考察したところであるが、それは、一般的に、「経済を、一定の目的及び目標をもつて、一定の方向に規整する国家的干渉である。」と理解されていると

みてよいであろう(六卷六頁)。そして、このような意味での国家的干渉を実現する措置は、広く、経済統制の措置といえるのである。したがって、ドイツでは、経済統制の措置は、きわめて広く解せられているのであり、それが、経済に対して、命令・禁止的であると、保護・補成的であることを問わず、また、公法的手段によると、私法的手段によることを問わない<sup>(1)</sup>。

(1) Huber, *Wirtschaftsverwaltungsrecht*, Bd. II, 1964, SS. 199, 200 f.; Hamann, *Rechtsstaat und Wirtschaftslenkung*, 1963, SS. 13 f. 97 f.

#### 一 高権的な経済統制措置(行政行為としての経済統制措置)<sup>(1)</sup>

経済統制は、経済に対する国家の高権的な干渉として行われる場合が多く、この場合は、経済統制は、原則として、行政行為の形式において行われる。

行政行為としての経済統制措置には、権利附与的な高権的行為(*rechtsverleihende Hohheitsakte*)と、権利制限的な高権的行為(*rechtsbeschränkende Hohheitsakte*)とがある<sup>(2)</sup>。前者は、経営資格、生産・販売・購入の割当を附与するような場合であり、後者は、命令及び禁止であり、例えば、命令については、投資・製造・引渡などの義務を課する場合、禁止については、施設の新設・拡張・休止の禁止、生産・使用の禁止などである。

これらの高権的な経済統制措置の法的形式は、法規命令(*Rechtsverordnungen*)、行政命令(*Verwaltungsverordnungen*)、あるいは、処分命令(*Verwaltungsverfügungen*)によつて行われる<sup>(3)</sup>。

(1) フーバーは、経済統制を、「高権的経済統制」(*hoheitliche Wirtschaftslenkung*)と「非高権的経済統制」(*nicht-hoheitliche Wirtschaftslenkung*)とに大別する。Huber, a. a. O. S. 200 f. ハーマンは、統制措置を、「行政行為」による場合と「私法的統制

形式」による場合とを分つている。Hamann, a. a. O. S. 571. フーバーのいう「高権的経済統制」は結局、行政行為による統制と  
いうことになるであろう。また、フーバーのいう「非高権的経済統制」には、私法的な法律行為によるものと、「純行政的経済統制」  
(いわゆる行政指導にあたるもの)とが考えられている。

(2) Huber, a. a. O. S. 201.

(3) Huber, a. a. O. S. 201.

## 二 非高権的な経済統制措置(私法的手段による経済統制措置)

経済統制は、行政行為として行われる高権的なものが多いが、今日の経済統制は、これのみによつて行われている  
のではなく、非高権的な私法的手段によつてもまた行われている<sup>(1)</sup>。とくに、資本主義経済の高度化にともなつて、こ  
の分野における国家の進出は、とみに目立つてきたといえるのであり、このことは、わが国と同様、ドイツについて  
もいえるのであり、国家は、私法的な法律行為を通じて、経済現象に対し、計画的かつ決定的な影響を与えることが  
できるのであり、また、それが、必要となるのである。

私法的手段による経済統制措置は、まず、資金統制の分野にみることができ。国家は、一定の目的のために、直  
接又は間接に(国家的機関を通じて)、公的資金を、経済に投入するなど、信用促進の措置を講ずる。その方法には、  
国家が一定の機関に投資する方法、公的資金を消費貸借により貸付ける方法、あるいは、国家が、保証を行う方法な  
どがみられる(これらについては、後述二一頁以下参照)。また、経済統制的な補助金(後述二三頁以下参照)も、この種に属  
するものとみることができである<sup>(2)</sup>。

また、物資統制の分野においても、国が景気政策に積極的にのり出す必要がある場合には、国により、又は国家機  
関を通じて、物資の購入・貯藏・販売が行われ、これらの操作を通じて、需給の調整が図られるのである(後述一九頁

参照。

(1) Huber, a. a. O. S. 200, Hamann, a. a. O. S. 98.

(2) 田中教授も、補助金の交付、その他国有財産の私下等の行為自体は、「私法行為として私法規定の適用を受けるべきもので、ただその効果の発生が公法上の制限を受け、又は有効な他の公法行為の存在にかからしめられているに過ぎない」とされている。田中二郎・行政法上巻 一四九頁以下。

### 三 経済統制と一般的な行政作用との関係

経済統制は、経済に対する国家の干渉の一種であるが、経済の分野における国家の干渉のすべてが、経済統制であるとはいえない。国家の行政的な経済干渉は、あらゆる時代に存在するのであり、それらのすべてが、経済統制であるとはいえない。国家の経済干渉であつても、何等、統一的な一定の目標をもたないものは、経済統制とはいえないとされる。したがつて、単なる警察作用、一般的な公用負担、財政作用が、たとえ、経済の領域において作用するとしても、それだけでは、経済統制の法的措置とは、いえない。

しかし、経済の領域におけるこれらの国家の干渉が、「経済統制の目的のために」利用されることがありうる。<sup>(1)</sup> フーバーは、この点を指摘し、例えば、国家の独占、私的経済活動の領域における営業規制、収用などが、経済統制に役立つように行われうることをあげている。<sup>(2)</sup> このことは、わが国の実際についても、いえることであり、専売は、一般的抽象的には、財政目的のものではあるが、例えば、かつての戦時中の石油専売法の如きは、その直接の目的は、戦時における石油統制(物資統制)にあつたのであり、また、戦時中、企業統制上、企業許可令による新規事業の許可制が実施された際に、その対象には、一定の警察的な営業規制をうけているものは除かれたが、これは、これらの分野については、企業許可令で規制を行わず、警察的取締法令の運営によつて、企業統制の目的をはたしうると考

えたからであり、さらに、戦後の、食糧緊急措置令による強権発動——収用——は、食糧管理法による主食の統制目的を、補充する意味をもつものであり、収用という手段が、統制目的に利用されている例としてあげることができるであろう。さらに、このようなことは、税法・補助金制度などについてもいえることであり、とくに、税法は、今日では、経済政策、したがつてまた経済統制と、密接な関係を有するのであり、これを無視して経済統制を論ずることはできない。ハーマンは、個々の統制形式をのべるに当つて、その一つとして、「税法と経済統制」をあげ、つぎのように、いつている。<sup>(5)</sup>

「最近の多数の税法のあらたな形成は、これらの法律に固有の財政政策的傾向とともに、経済政策的観点がより強く考慮されているということ、したがつて、税法が経済統制の機能を次第に多く引受けるということを示している。」

フーバーもまた、「経済統制的な租税政策」について述べ、「現代の租税政策は、経済統制的な国家干渉の有効な手段を示している」といつている。<sup>(6)</sup>

このようにみると、「行政法と経済統制法との関係」が問題とならざるをえない。フーバーは、この点について、つぎのように、いつている。

「これらの分野での経済行政法は、経済統制法へと発展せしめられることができる。しかし、経済行政と経済統制との同一性は、決して、それ自体として、存在するものではない。むしろ、経済行政法が同時に経済統制法であるか否かの問題については、それが取扱われている意図 (Intention) が決定を与える。」<sup>(6)</sup>

(1) Huber, a. a. O. S. 198 f.

- (2) Huber, a. a. O. S. 198 f.  
 (3) Hamann, a. a. O. S. 132.  
 (4) Huber, a. a. O. S. 261.  
 (5) Huber, a. a. O. 199.

## 第二 経済統制の諸形式

各経済分野についての経済統制の分類は、ドイツにおいても、かならずしも統一的でない。例えば、フーバーは、「経済統制の諸々の法形式」の表題のもとに、一、「規模及び投資統制」(Kapazitäts- und Investitionslenkung) 二、「為替・信用及び資金統制」三、「生産統制」四、「物資統制」五、「価格統制」を分つてのべており、また、ハーマンは、「個々の統制形式」の表題において、統制形式の主要分類として、一、「経営法」(Betriebsrecht) 二、「生産統制」三、「物資統制」四、「消費統制」五、「価格形成」六、「促進及び援助措置」をあげている。<sup>(1)</sup>これらの分類は、かならずしも厳密に、理論的・体系的であるとはいえないであろう。また、これらの分類項目は、相互に関連性を有しており、例えば、「規模統制」は、「生産統制」にも関連し、「物資統制」にも関連し、「投資統制」は、「信用及び資金統制」にも関連する。

つぎには、フーバー及びハーマンの述べているところに拠りながら、「経営統制」「資金統制」「生産統制」「商品統制」「価格統制」に大別して、これらの分野における経済統制の諸形式について考察することとしよう。

- (1) Huber, a. a. O. S. 225 ff.  
 (2) Hamann, a. a. O. S. 99 f.

## 一 経営統制

経済統制は、経済的経営の設立・拡張・制限・移転・休業及び再開に及びうる。経済統制としての経営に対する干渉は、国民経済の規模 (Kapazität) の範囲を、計画的に規制するものであり、その統制措置は、制限的な場合もあれば拡大の場合もある。国民経済の規模に対する国家的干渉は、資本統制・生産統制・価格統制などにより間接的に行うこともできるが、ここでは、直接的な措置についてふれる。

### (1) 経営設立の制限

経営設立 (Betriebserrichtung) の禁止は、一九三三年以来、国家的規模統制の各般の措置によつて行われたが、今日では、ボン基本法第一二条第一項によつて、経済統制的な絶対的な設立禁止は認められないと解せられている。<sup>(2)</sup>しかし、二つの場合には、設立禁止がみとめられる。その一は、財政的専売の場合であり、その二は、経済統制上等の理由で、行政上の許認可にかからしめる場合である。<sup>(3)</sup>例えば、原料産業、エネルギー供給事業、交通・信用・保険などの重要な経済分野についてみられる。最近の経済立法のなかでは、一九五二年の「貨物動力輸送法」<sup>(4)</sup> (Güterkraftverkehrsgesetz vom 17. 10. 1952) がみられるのであり、これは、国民経済的需要の観点から、一定の範囲において、経営設立を認可にかからしめるものである。

### (2) 経営拡張又は経営縮小の制限

経営拡張の禁止は、恐慌対策として行われる場合が多い。かつては、強制カルテル法などによつて、行われたところである。戦後は、一九五一年の経済安定法は、経営拡張及び経営縮小の禁止の可能性を明確には定めていない。しかし、それが連邦政府に一定の前提のもとに一定の範囲内で法規命令によつて需要充足の目的で貨物の生産に関する

規定を定める権限を与えていることは、企業拡張又は企業縮小の禁止を定めることによつて、需要充足を確保する権限をも包含しているものと解せられている。<sup>(6)</sup>しかし、今日では、この点に関する法的措置を定めたものはない。<sup>(6)</sup>

### (3) 休業の制限

経営の休業禁止は、生産政策上及び労働市場政策上行われる。<sup>(7)</sup>休業禁止は、第一次大戦後、一九二〇年の「経営休止に関する命令」(Betriebsstilllegungs-VO vom 8. 11. 1920)によつて行われたことがある。これは、戦後の生産を確保するために、休業禁止を定めたものであつたが、その後、大量解雇に関する規定によつて、労働政策的な機能を与えられることになつた。この命令は、一九三四年に失効し、その後この命令のように一般的に休業禁止は定められたものはみられないが、個々の法律によつて、休業禁止が行われる場合もある。例えば、経済安定法は同法の適用される物資の需要充足を確保するためには、連邦政府は、休業に関する法規命令を定めること、とくに、休業を禁止し又は認可にかからしめることを認めているものと解せられている。<sup>(8)</sup>なお、労働政策上のものとしては、一九五二年の経営組織法(Betriebsverfassungsgesetz)では、経営協議会(Betriebsrat)は、鉱山労働者に不利となるような計画的经营変更に対する共同決定権(Mitbestimmungsrecht)をもつてゐる(同法七二条)が、ここにいう経営変更には、休業がふくまれるのである。<sup>(9)</sup>

### (4) 経営移転の制限

かつては、とくに、食糧経済の分野については、経営の移転を禁止し又は認可にかからしめることもあつた。例えば、一九三八年の牛乳命令(Milchverordnung vom 29. 7. 1933)の第四条第一項第八号である。また、経済安定法においても、連邦政府は、経営移転が需要充足をあやうくすると考慮する場合には、経営移転を認可にかからしめる権

限を与えられているというようにも考えられる。<sup>(12)</sup>

(5) 経営譲渡の制限

かつては、経営譲渡を認可にかからしめたことは多いが、今日では、みられない。

(6) 経営閉鎖及び経営禁止

経営閉鎖及び経営禁止は、経済刑法にもとずいて、附加刑として行われる場合がある。<sup>(13)</sup>しかし、経済統制的なこれらの措置が、国民経済上、一定の経済分野における過剰な活動を縮小し、除去するために行われる場合もある。<sup>(14)</sup>例えば、一九二三年の「取引制限に関する命令」(Verordnung über Handelsbeschränkungen vom 13. 7. 1923) 一九三七年の家畜取引命令 (Viehhandelsverordnung vom 25. 1. 1937) 同年の「混合飼料製造に関する命令」(Verordnung über Mischfuttermittelherstellung vom 22. 12. 1937) などである。

(1) ホーマンは、Betriebsrecht なる項目のもとに述べている。Hamann, a. a. O. S. 100 ff. これに就いて、フーバーは、Kapazitätslenkung なる項目のもとに、主として Betrieb の規制に関して述べている。Huber, a. a. O. S. 225 ff. わが国の従来用語に従えば、あるいは、「企業統制」とらつたほうが、適切なのかも知れない。しかし、ここでは、Betrieb の用語に着目して、「経営統制」としておく。

(2) Huber, a. a. O. S. 225.

(3) Huber, a. a. O. S. 225 f.

(4) 動力輸送機関による貨物の輸送業務を認可制としたのは、最初、一九三五年の「動力輸送機関による貨物遠距離輸送に関する法律」(Gesetz über den Güterfernverkehr mit Kraftfahrzeugen vom 26. 6. 1935) であつたが、戦後、この法律が定められ、これに代つた。この法律の第八条は、「貨物輸送を經營しようとする者は認可を受けなければならぬ旨を定めてゐる。Huber, a. a. O. Bd. I S. 756.

(5) Huber, a. a. O. Bd. II S. 226.

- (9) Hamann, a. a. O. S. 101.
- (7) Huber, a. a. O. S. 227.
- (8) Huber, a. a. O. S. 227.
- (6) Huber, a. a. O. S. 552.
- (10) Huber, a. a. O. S. 228.
- (11) Hamann, a. a. O. S. 104.
- (12) Huber, a. a. O. Bd. II 229, Bd. I 732 ff.
- (13) ハーマンは、これを“Berufsberingung”と云つてさう(Hamann, a. a. O. S. 105) フーバーもまた“wirtschaftslenkende Berufsberingung”と云つてゐる。

## 二 資金統制

資金統制は、その目的からみれば、積極的には、助長を必要とする経済分野や企業に対して資金の供給を確保するために、また、消極的には、不急不要の分野への資金の流入を抑制するために行われる。資金統制の方法は、きわめて多様であり、高権的手段、例えば、利子規制・強制投資などの方法によることもあるが、また、非高権的な手段、例えば、国が、直接間接に、消費貸借によつて信用を与え、保証及び担保を供与し、補助金を与えるなどの措置を講ずる場合が多い。

### (1) 強制投資

強制投資の方法は、かつては、しばしば適用され、とくに、注目されたのは、一九三四年の「褐炭経済における経済的義務団体の設立に関する命令」(Verordnung über die Errichtung wirtschaftlicher Pflichtgemeinschaften in der Braun-Kohlenwirtschaft vom 28. 9. 1934)であつた。が、第二次大戦後、この点に関する規定を定めたものとして注

目されるのは、一九五二年の投資援助法 (Investitionshilfegesetz vom 7. 1. 1952) である。この法律は、すでに述べたように (六卷三六頁)、朝鮮動乱後、基礎的産業部門 (石炭鉱業・製鉄業・エネルギー経済・水経済・鉄道車両工業) の隘路を打開するために、営業的経済の企業に対して、一年間に一〇億マルクを拠出する義務を課したものである。

(2) 公的信用制度による信用統制

信用の供与は、一般的には、私経済的な各種の金融機関によつて行われることはいうまでもないが、一定の目的のためには、各種の公的金融機関が創設され、信用の発展に対して積極的干渉が行われ、私的金融機関だけでは、十分に充しえない需要の充足がはかられる。

この種のもので、戦後、最も注目されるのは、一九四八年の経済会議の立法 (Gesetz des Wirtschaftsrat vom 5. 11. 1948) によつて創設された復興金融公庫 (Die Kreditanstalt für Wiederaufbau) である。この公庫の機能は、経済の各分野に、復興計画の実施のために、中期及び長期信用 (例外的には短期信用) を与えることにある。この公庫は、原則として、他の一般の銀行と競争関係にはたさないものとされ、その信用は、通常は、一般の他の金融機関を通じて、間接的に与えられるのであり、ただ、例外的に、管理会議 (Verwaltungsrat) の同意を得て、信用を必要とする企業に直接的に与えられる。

(3) 公的資金の投入による信用統制

租税又は公債等を源泉とする財政資金が、全体経済的な又は一定の政策的な考慮から用意される。

この種のものとしては、一九五〇年の「商船の建造及び取得のための消費貸借に関する法律」 (Gesetz über Darlehen zum Bau und Erwerb von Handelsschiffen vom 27. 9. 1950) によるものなど、国が消費貸借を通じて、公的資金

を必要な経済分野に貸与するものがある。

## 論

戦後の特殊な統制措置としては、臨時救済及び負担公平のための資金からの信用供与があげられる。これは、一九四九年の臨時救済法 (Soforthilfegesetz vom 8. 8. 1949) 及び一九五二年の負担公平法 (Lastenausgleichsgesetz vom 14. 8. 1952) によるものであり、戦災者・亡命者・政治犯等のために、一定の消費貸借による資金を与えるものでありこれには、再建消費貸借 (Aufbaudarlehen) と労働場所消費貸借 (Arbeitsplatzdarlehen) とがあり、前者は、追放又は戦争により損害を受けた者に、新生活の基礎をつくる状態におくために行なわれ、後者は、経済的企業及び戦災者の団体に対して、戦災者のための継続的な労働場所を創設するために行われた。<sup>(3)</sup>

また、住宅建設計画に従って、社会的住宅建設の促進のために、一九五〇年の住宅建設法 (Wohnungsgesetz vom 24. 4. 1950) により、公的資金の信用供与が行われた。これは、連邦・州・自治体の公的資金によつて、社会的住宅建設の融資の不足に対し、低利又は無利子の消費貸借を行うものである。<sup>(4)</sup>

また、労働造出 (失業対策) の目的のための信用統制が行われる。一九五一年三月二九日の公債法は、この目的をもつていた。また、失業保険の積立金を、信用統制的な労働造出のために利用するというあらたな方法がとられた。これは、「一九五一年会計年度における労働造出のための臨時計画の金融に関する法律」 (Gesetz über die Finanzierung eines Sofortprogramms zur Arbeitsbeschaffung im Rechnungsjahr 1951 vom 27. 12. 1951) とする。<sup>(5)</sup>

## (4) 国家的な保証及び担保の供与

国家は、信用促進的統制措置として、さらに、保証及び担保の供与を行うことがある。<sup>(6)</sup> これは、いわば国家の直

接の信用供与に代るものである。この種のものとしては、一九四九年の「保証引受に関する法律」(Gesetz über die Übernahme einer Bürgschaft vom 20. 4. 1949) 一九四九年及びその後の「輸出取引における保証引受に関する法律」(六卷三〇頁参照)などがある。

(5) 補助金

補助金は、信用統制措置とともに、経済統制的財政措置において、重要な意味を有する。補助金は、生産者のために行われる場合もあれば、また、消費者のために行われる場合もある。

経済統制的な補助金(7)の主なものとしては、つぎの如きものがある。

農産物の輸入業者に対して、国内価格との差額を償還することが、一九四九年八月二二日の命令で行われた。これは、国内でのパンの価格を引下げられるために行われたものである。

航海及び漁業のためのディーゼル動力原料を廉価にする目的で、一九五一年の「海上、沿岸及び内陸航行のためのディーゼル動力原料の廉価に関する命令」(Verordnung über Verbilligung von Dieselkraftstoff für die See-, Küsten- und Binnenschifffahrt vom 6. 6. 1951) 同年の「遠洋・鯉、沿岸及び内陸漁業のためのディーゼル動力原料の廉価に関する命令」(Verordnung über Verbilligung von Dieselkraftstoff für die Grosse Hochsee-, Grosse Herings-, Kleine Hochsee-, Küsten- und Binnenschifffahrt vom 6. 6. 1951) が定められた。これらは、船主に対して、その船のディーゼル動力原料の使用につき、一定の経営補助金を与えるものである。

また、農業においても、同様に、ディーゼル動力原料に関する経営補助金が一九五一年八月二八日の命令で与えられることとなった。

価格平衡交付金は、価格統制的な補助金として、最も重要な意味をもつものである。価格平衡は関係業者のプールによつて行われるのを通常とするが、それだけでは足りない場合、とくに、低物価政策を必要とする場合には、価格平衡交付金が補助金として交付される。これらの価格平衡資金を独立させるために、しばしば、価格平衡金庫 (Preisausgleichskasse) が設けられるのである。価格平衡は、価格法、又は、その他の特別法上の決定にもとづいて行われる価格統制的措置である。特別法により価格平衡交付金について定められているものとしては、鉄・ゴム・穀物・牛乳・タバコなどがある。

(6) 証券利率対策及び資本の蓄積・資本市場の育成  
これらの点については、ほぼ、その大要をすでに前述した(六卷三四頁以下)から、ここでは省略する。

- (1) 復興金融公庫の管理会議のメンバーは、大蔵大臣・経済大臣・食糧農業大臣・マールシャル計画大臣・運輸大臣のほか、連邦議会に  
より五人、ドイツ州銀行により一人、中央銀行会議により五人、連邦政府により一〇人が任命され、その議長は連邦政府が選任する。
- (2) Huber, a. a. O. S. Bd. I S. 140.
- (3) Huber, a. a. O. S. Bd. II S. 251 f.
- (4) Huber, a. a. O. S. S. 252.
- (5) Huber, a. a. O. S. 251.
- (6) Huber, a. a. O. S. 253 f.; Hamann, a. a. O. S. 124 f.
- (7) Huber, a. a. O. S. 258 f.

### 三 生産統制

生産に関する統制の主なものとしては、つぎの各種の方法をあげることができる。

(1) 生産命令

物の不足をおぎなう必要がある場合には、ときに、積極的に生産者に対して一定の物資を生産すべきことを命ずる場合がある。例えば、経済安定法に基づく非鉄金属命令第四条・砂糖法第四条、牛乳及び脂肪法第五条などはその根拠となる。<sup>(1)</sup>

(2) 生産割当

生産割当は、かつて、一九三三年の強制カルテル法によつて行われた。戦後のものでは、シャーマンプランの「ヨーロッパ石炭・鉄鋼共同体設立条約」及び「ドイツ石炭経済に関する命令」がある。また、農業関係では、穀物法第四条、砂糖法第五条第二項によつても、生産割当が行われる。<sup>(2)</sup>

(3) 製造規定

生産統制の方法として、製造規定(Herstellungsvorschriften)と云ふことがいわれている。フーバーによれば、「製造規定とは、公法上の命令(Anordnungen)であり、生産者に対し、一定の生産物の製造を禁止し(「製造禁止」)、又は、一定の原料を使用すること若しくは使用しないことを義務づけ(「使用強制」「使用禁止」)、又は、一定の商品型を製造することを義務づける(「標準化強制」)ものである。」<sup>(3)</sup>としてゐる。ハーマンもまた、製造規定について述べており、これを、一連の統制方式を包含する総合概念であるとしてゐる。<sup>(4)</sup>

(4) 製造禁止

一定の製品の製造禁止は、原料を他の重要な生産物に十分に役立てることを確保するために、行われる。例えば牛乳及び脂肪法第一二条。

## (a) 使用強制

使用強制は、一定の生産物の製造について、一定の原料を使用することを強制するものである。これは、品質を確保するため、また、特定の重要原料が不足している場合に、他の原料をも使用させる必要がある場合などに行われる。使用強制で重要なものは、一定の原料混合の割合を定める混合強制であり、穀物法第三条第四号・第五号により製粉やパン製造について行われる。

## (b) 使用禁止

使用禁止は、一定の生産物の製造について、一定の原料を使用することを禁止するものである。これは、重要原料が不足している場合に、これを、不急不要の方向での製造に使用させないようにするためにとられる措置である。使用禁止については、経済安定法がその根拠を定めていたのであり、鉄及び石炭の生産物、非鉄金属の生産物、その他化学原料について行われた。

農業関係では、穀物法は、パン穀物を人間の食品以外の目的に使用することのできる範囲を定め（同法第三条第一項第一号）、その他への使用を禁止している。また、砂糖法第四条も、甜菜は、原則として、砂糖の製造にのみ使用することができるとし、その他への使用を禁止している。

## (c) 製造工程の規制

原料の加工方法について規制が行われることがある。経済安定法は、その根拠を定めており、これにもとづき、例えば、一九五一年の「石炭粗タールの加工に関する命令」(Verordnung über die Aufarbeitung vom Steinkohlenrohreer vom 21. 7. 1951) (一九五二年六月三〇日失効)は、この点について定めていた。

農業関係では、穀物法第三条第一項第二号、牛乳及び脂肪法第九条第一〇条が、この点につき規定を設けている。

(6) 標準化強制

標準化強制は、規格等の統一のために行われるものであり、一定の商品型その他の製造規範に従つてのみ製造をみとめるものである。この方法は、例えば、穀物法第三条第一項第二号によつて行われる。

- (1) Hamann, a. a. O. S. 106 f.
- (2) Huber, a. a. O. S. 276 f.
- (3) Huber, a. a. O. S. 278.
- (4) Hamann, a. a. O. S. 109.

四 物資統制

広義の物資統制では、前述の生産統制に関する大部分のものもふくまれることとなるであろう。が、ここでは、主として、商品流通面についての統制措置について述べる。

(1) 購買及び販売統制

(i) 購買統制

(ii) 購入地域の制限

これは、一定の生産物の購入地域を制限することである。これによつて、国家的に統制された排他的な取引地域が設定されることとなる。この方法は、一定の生産物の生産者とこれを購入するその加工業者との間の地域的距離を合理的に短縮し、不必要な輸送手段によることを避け、輸送費の節減をはかるためにとられる。これは、例えば、砂糖

についてみられる。砂糖法第三条第二項によれば、州政府は、砂糖工業者及び甜菜液工業者と、甜菜生産者とのための購入地域を設定することができるのである。

(ii) 購買認可

購買統制の最も通常の方法は、購買認可の方法である。購買認可は、主として物資の不足の場合に行われるのであり、とくに多数の需要を適正化する必要があるときは、購入証明書に定型化される。<sup>(2)</sup>

購入認可制は、経済安定法にもとづく命令により、石炭・石油・貴金属・非鉄金属その他について行われた。また、一九五〇年の石油法によつても行われた。また、砂糖法第五条第一項は、連邦大臣は年間免除(Freigabe)の範囲を定めることになつており、この免除によつてのみ購買がみとめられる。

(b) 販売統制

購買統制が行われる場合には、また、これに対応して、販売統制が行われる。例えば、購入地域の制限においては、販売者は、その地域に於いて購入すべき者に販売しなければならず、また、購買認可において購入証明書が発行されるときは、販売者は、これによつて販売しなければならぬわけである。

なお、法律により又は法律上の根拠にもとづいて、公法上の売渡義務(又は引渡義務)が課せられる場合がある。<sup>(3)</sup>

例えば、穀物・脂肪・屠畜・肉の輸入者は、それぞれの輸出及び貯蔵公社(Einfuhr- und Vorratsstelle)に対して、売渡申出義務(Anbietungspflicht)が課せられている。また、国内生産食糧についても、一九三三年以来、連邦食糧団立法において、広汎にわたつて、売渡申出義務が課せられた。このような措置は戦後にも及び、さらに、一九四八年の「農業における査定及び引渡制度の新秩序に関する法律」(Gesetz über Neuordnung des Veranlagungs- und

Ablieferungswesens in der Landwirtschaft vom 23. 1. 1948) (一九四八年九月三〇日失効) においてもとられた。また、経済安定法は、命令により、石炭・石油・貴金属・非鉄金属その他の営業的商品の引渡を、一定の条件のもとに規制することを認め、これにより、これらの物資につき引渡義務を定めることを認めた。

(2) 貯藏統制

貯藏統制は、市場規制に関連する重要な経済統制の一つである<sup>(4)</sup>。物資が不足する場合には、貯藏を制限しなければならぬが、同時にまた、不足に対する準備として貯藏させておく必要もあり、反対に、物資が過剰な場合には、とくに、価格水準の維持のために、貯藏義務が課せられ、また国家的機関による貯藏が行われる。

経済安定法は、需要充足の確保のために、石炭・石油・貴金属・非鉄金属・その他の営業的商品の貯藏に関し、法規命令を定めることを認めていた。これらの命令により、生産者及び加工業者は、一定の生産の一定量を在庫しておく義務が課せられる〔貯藏割当<sup>(5)</sup>〕。この方法は、例えば、非鉄金属命令などによつてとられた。

農産物関係については、その性質上、貯藏に関する規定を定めたものが多い。穀物については、穀物法第八条第六項により、輸出及び貯藏公社 (Einfuhr- und Vorratsstelle) が、市場の状況に応じて、内外穀物の貯藏を行う。脂肪についても、牛乳及び脂肪法第一五条第五項により、同様に、輸出及び貯藏公社が、バター、その他の食料用脂肪及び油の貯藏を行う。また、家畜及び肉法第一七条第五項も同様である。砂糖については、砂糖法は、このような公社による直接の貯藏に関しては定めていない。しかし、必要量の貯藏は前述のように、免除によつてのみ引渡されるといふことによつて、間接的に行われる<sup>(6)</sup>。

(1) Huber, a. a. O. S. 293 f.

- (2) Huber, a. a. O. S. 294.  
 (3) Huber, a. a. O. S. 297 f.; Hamann, a. a. O. S. 117 f.  
 (4) Hamann, a. a. O. S. 118.  
 (5) Huber, a. a. O. S. 299.; Hamann, a. a. O. S. 118.  
 (6) Huber, a. a. O. S. 299 f.; Hamann, a. a. O. S. 118.

## 五 価格統制

価格統制の方法には、価格形成そのものは、一応、競争経済における自由な価格形成にまかせ、国家が、これに対して、不適正な価格に対して干渉を加える方法(国家の価格監督—Preisüberwachung)と、国家が、直接に、価格形成そのものに対して、干渉を加える方法(国家の価格形成—Preisbildung)とがある。<sup>(一)</sup>

### (1) 価格監督

価格監督には、直接刑事裁判権による場合と行政的方法による場合とがある。<sup>(二)</sup> 刑事裁判権による場合は、一般的な刑法又は経済刑法によつて、暴利その他の価格吊上げ等に対して行われる。行政的方法による場合は、価格官庁が価格の形成に関して、各種の監督を加え、また、価格審査の手続により価格を認可にかからしめるなどの方法によつて行われる。一九四八年の価格法(Übergangsgesetz über Preisbildung und Preisüberwachung vom 10. 4. 1948) 第八条は、価格監督権を、州政府に与え、連邦経済大臣は、これに関して、一般的な命令及び取締方針を定め、指示を与えることができることとしている。また、同法第二条は、連邦経済大臣又は州政府に、命令又は行政処分により、一般的に価格・賃貸料・料金その他の対価につき、認可にかからしめる権限を与えている。

### (2) 価格形成

国家的な価格形成の場合は、私的経済取引における対価の額は、直接的な国家的干渉によつて決定される（もつとも、国家が決定する価格が、最高額・最低額である場合には、その限度内においては、価格形成は自由であることはいうまでもないのであり、国家は、個々の取引における具体的な価格を、直接に形成するものではない。）

これには、つぎの方法がある。<sup>(3)</sup>

(4) 価格引上の禁止（価格停止）

これは、価格を、一定の期日における価格に停止させる方法である。この例は、一九三六年の価格停止令 (Verordnung über das Verbot von Preishöhung vom 26. 11. 1936) にみることができよう。

(5) 価格決定

行政上の価格決定は、行政措置により、一定の商品について価格を決定する方法である。価格決定は、国又は地方自治体が行う。が、なお価格決定権は、国家的な管理の下にある各種の市場団体や強制カルテルに委譲されることもある。

一九四八年の価格法第二条は、連邦経済大臣又は州政府に、命令又は行政処分により、価格・賃賃料・料金その他の対価を決定する権限を与えている。

価格決定は、最高額・固定額・最低額のそれぞれについて行われることもできる。例えば、第二次大戦後行われた通貨改革の後の価格政策のために定められた一九四八年の「通貨改革後の価格形成及び価格監督に関する命令」(Anordnung über Preisbildung und Preisüberwachung nach Währungsreform vom 25. 6. 1948) では、各般の物品等の価格につき、最高価格規定・固定価格規定・最低価格規定が、それぞれに応じて適用された。

- (1) Huber, a. a. O. S. 303.  
 (2) Huber, a. a. O. S. 303.  
 (3) Huber, a. a. O. S. 303 f. ノーバーは、国家的な価格形成として、「価格引上の禁止」(Verbot der Preiserhöhung) 「価格決定」(Preisfestsetzung) 及び「価格認可」(Preisgenehmigung) の三つをあげてゐる。かゝる価格統制を、価格監督と国家的な価格形成とに區別する場合には、「価格認可」はむしろ、価格監督の一つと考へるほうが適當ではないかと思われ、価格監督の項でふれた。
- (4) この命令は、一九四八年の「通貨改革後の経済管理及び価格政策の主旨に関する法律」(Gesetz über Leitsätze über die Bewirtschaftung und Preispolitik nach der Geldreform vom 24. 6. 1948) 及び一九四八年の価格法に基づくものである。